

オンライン説明会 質疑応答

■令和6年7月26日（金）制度2説明会

質問	回答 (説明会当日の口頭による質疑応答の内容から補足を追記しています。)
年間供給面積が 5,000 ㎡以上の年と未満の年があった場合に、対象事業者となる場合と、ならない場合があるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 なお、市内に新たに建設又は新築する中小規模特定建築物の「年間供給面積」（説明会スライド 13 参照）が 5,000 ㎡未満の年度においても、「任意報告」（説明会スライド 14 参照）制度を活用していただき、再エネ拡大にご協力をいただきたいと考えています。
太陽光パネルの設置費用は、発注者負担でよいか。 また、発注者から設置を拒否された場合、どのような対応になるか。	太陽光パネルの設置費用は、原則として太陽光パネルを所有する発注者負担となりますが、設置者や所有者を問わないリースや屋根貸し等による太陽光パネルの設置も算定の対象となります（説明会スライド 25 参照）。 また、設置の判断が発注者であることを踏まえて算定基準率を 70%、棟当たり基準量を 2kW と設定することで、全棟に設置しなくても対象事業者が新築する建築物全体の総量で基準適合できる制度としています。
民間工事において、設計と施工が別発注（競争入札）の際に、太陽光パネルが描かれていない図面だった場合で制度2の対象事業者（工事施工者）として落札した場合、追加で太陽光パネルの設置が必要（金額増）か。	制度2では、市内における建築物の施工量が年間 5, 000 ㎡以上の建築事業者を特定建築事業者として定義しており、施工量の少ない事業者と比較して、エネルギーの消費に係る社会的責任が大きいと考え、義務制度の対象としています。条例に「自ら当該工事を行うものに限る」と規定があるとおり、工事施工者が対象事業者（特定建築事業者）となり、太陽光パネルの設置義務が生じます。設計と施工が別発注の場合も同様です。 制度2では、物理的に設置が困難な建物は除外した上で、戸建て住宅に限らず、共同住宅や非住宅でも、算定基準率を 70%、棟当たり基準量を 2kW と設定することで、全棟に設置しなくても対象事業者が新築する建築物全体の総量で基準適合できる制度としています。対象事業者（特定建築事業者）として落札した場合は、年間で建設する建築物全体の総量の中で、再エネ利用設備の設置に繋がる取組みを実施し、基準適合する必要があります。

質問	回答 (説明会当日の口頭による質疑応答の内容から補足を追記しています。)
義務の対象か否かの判断は事業者で、報告はその配下の建築士事務所単位でもよい。	本制度は、特定建築事業者に太陽光発電設備の設置基準への適合義務と市への報告書の提出義務を課すものとなりますので、建築士事務所単位では無く特定建築事業者である法人単位での報告が必要となるものです。 なお、報告書の添付図書については、配下の建築士事務所単位で分けて作成することは可能ですが、報告書（規則第 16 号様式）は特定建築事業者単位として 1 つに取りまとめてください。
建設後、周辺状況が変わり（隣地への高層マンション建設など）、発電量が急激に低下し紛争に発展した際、建設会社に保証を求められた場合は、市が仲裁してもらえるか。	設置の際には、個々の建物の周辺状況や用途地域などから太陽光発電設備の設置の適否について特定建築事業者等が発注者に事前に必要な説明を行い、発注者にて判断いただくこととなります。発電量については市が保証するものではありませんので、発注者と特定建築事業者等（施工会社等）の間で協議することとなり、市が仲裁に入ることは考えていません。
年間供給面積が 5,000 ㎡に達しない予定であったが、年度終了時点で達してしまった場合、罰則等はあるか。	報告書に基づいて適合状況（適合、不適合）や達成率を公表することで、事業者の事業活動を脱炭素化へ誘導することを目的としている制度であり、罰則規定はありません。 なお、条例において、市は必要な限度において報告を求め、又は事務所への立入調査を行うことができることを定めております。更に、市は必要な限度において、勧告し、従わない場合はその旨及び当該勧告を受けた者の氏名等を公表できることを定めています。 義務の対象者（特定建築事業者）となりそうな建築事業者は、年間の建築計画等を基に年間供給面積を見据えながら太陽光発電設備の設置を検討してください。
今年度末に予定しているガイドライン説明会の実施時期及び内容を教えてほしい。	年内の実施を目指しており、今回の説明会でお伝えできなかった基準の詳細や例示、また、様式の記載例、具体的な手続き方法等について解説を予定しています。

■令和 6 年 7 月 2 9 日（月）制度 2 説明会

質問なし